

情報 あらかると

今月の税金と料金納付

上下水道使用料.....3月分
 保育料.....3月分
 町営住宅家賃.....3月分

*納入期限.....3月27日(月)

便利な口座振替の利用を！
 (申請は税務課または町内金融機関で)

1月の事故・犯罪状況

事故

	人数	累計【1月】
死亡	0	0
重傷	0	0

犯罪

	件数	累計【1月】
侵入盗	6	6
車両盗	5	5
その他	22	22
合計	33	33

1月の火災・救急件数

火災

	件数	累計【1月】
建物	2	2
林野	0	0
その他	2	2
合計	4	4

救急

	件数	累計【1月】
急病	71	71
交通	17	17
その他	25	25
合計	113	113

キッズ

わくわくあそびランドに
 おいでよ



とき	ところ
4月12日(水)	町民会館 芝生広場
4月14日(金)	
4月18日(火)	
4月20日(木)	

時間 午前10時～11時
 内容 親子でふれあって遊ぼう
 対象者 入園前の乳幼児とその親
 参加費 無料
 申込み 当日会場で受け付けします。
 * 何度参加されてもかまいません
 そのほか 雨天の場合は中止です。
 (8時40分に防災無線にてお知らせします。)
 問合せ 菱池子育て支援センター
 ☎62 - 8333

相談

児童虐待など子どもに
 関する相談を行っています

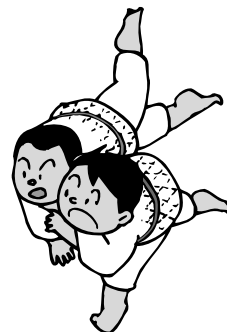
子どもへの虐待などに関する情報、相談については市町村も窓口となりました。虐待などの未然防止や早期発見にご協力をお願いします。また、西三河児童・障害者相談センターでは、専門の職員が調査指導を行い、状況によっては緊急に保護したり、施設入所させたりします。
 西三河児童・障害者相談センター
 (西三河総合庁舎9階)

とき 月～金曜日(開庁日に限る)
 午前9時～午後5時
 連絡先 ☎27 - 2779
 幸田町の相談窓口
 とき 月～金曜日(開庁日に限る)
 午前8時30分～午後5時15分
 住民児童課保育児童係
 連絡先 ☎63 - 5116
 子育て支援センター
 連絡先 ☎62 - 8333
 町内8保育園
 保健環境課健康係
 連絡先 ☎62 - 8158
 学校教育課学校教育係
 連絡先 ☎63 - 5142



スポーツ

春休み柔道・少林寺拳法教室
 に参加しよう



柔道
 とき 3月27日(月)～31日(金)までの5日間
 午後7時～8時30分
 (ただし、27日(月)は午後6時30分から8時30分まで)
 ところ 南部中学校 武道場

参加資格 町内小中学校の児童および生徒で全日程参加できる者
*平成18年度新1年生も可

少林寺拳法

とき 3月24日(金)、26日(日)、31日(金)、4月2日(日)の4日間

金曜日は午後7時30分～8時30分

日曜日は午後6時～7時30分

ところ 幸田中学校 武道場

参加資格 町内小中学校の児童および生徒で全日程参加できる者
*平成18年度保育園・幼稚園の年長と新1年生も可

参加費 1,500円

募集人数 30人 *先着順(ただし、受講生が10人未満の場合は開講しません)

そのほか 柔道着の購入希望者

(4,000円程度)と貸し出し希望者(無料)は申し込み時に申し出てください。

申込み 生涯学習課に置いてある申込書に参加費を添えて、3月6日(月)から17日(金)までに生涯学習課スポーツ係(内線411)へお申し込みください。

硬式テニスナイター教室に参加してみませんか

とき 4月8日から毎週土曜日(全8回) 午後6時30分～8時 *雨天順延

対象者 町内在住、在勤のおもに初級者で高校生以上

ところ 豊坂テニスコート

募集人員 30人 *先着順(ただし、受講生が10人未満の場合は開講しません)

受講料 2,000円

申込み 3月6日(月)から24日(金)までに生涯学習課スポーツ係(内線411)へお申し込みください。



試験

危険物取扱者試験を行います

とき 4月23日(日)

ところ 名古屋市内

試験種類 乙種全類・丙種

申込み 消防署にある受験願書を3月20日(月)から27日(月)までに(財)消防試験研究センター愛知県支部へ郵送または持参してください。

問合せ 消防課予防係

☎ 63 - 0119



毎月の相談

行政相談(電話相談可)

とき 毎月第3水曜日 午前9時～正午

ところ 福祉サービスセンター

問合せ 総務課法規庶務係(内線331)

*電話相談の場合は、安藤茂氏

(☎62 - 4674)へ。

人権相談

とき 毎月第1水曜日 午前9時～正午

ところ 福祉サービスセンター

問合せ 住民児童課戸籍住民係(内線112)

消費生活相談

とき 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時30分

ところ 西三河県民生活プラザ

問合せ 西三河県民生活プラザ

☎27 - 0999

無料法律相談(予約制)

とき 毎月第2水曜日 午後1時～3時

ところ 役場3階301会議室

問合せ 住民児童課戸籍住民係(内線112)

司法書士法律困りごと相談(予約制)

とき 毎月第3水曜日 午後1時～4時

ところ 福祉サービスセンター

問合せ 社会福祉協議会 ☎62 - 7171

建築無料相談

とき 毎月第2・4水曜日 午後1時～4時

ところ 役場4階401会議室

問合せ 都市計画課(内線241)

心配ごとお気軽相談(電話相談可)

とき 毎週水曜日 午前9時～正午

ところ 福祉サービスセンター

問合せ 社会福祉協議会 ☎62 - 7171

教育相談

とき 毎週火～金曜日 午前10時～午後6時

ところ 旧消防庁舎内教育相談室(2,3階)

問合せ TEL・FAX63 - 1188

Eメール soudan@sk2.aitai.ne.jp

身障者・知的障害者相談

とき 身障者相談 毎月第1・3火曜日

/ 知的障害者相談 毎月第2・4火曜日

*ともに午前10時～午後3時

ところ つどいの家相談室

問合せ つどいの家 ☎63 - 2941

精神保健福祉(心の病、心の健康)

相談(予約制)

とき 毎月第1火曜日 午後1時30分～3時30分

ところ 保健センター

問合せ 西尾保健所地域保健課

☎0563 - 56 - 5241

女性相談

とき 毎月第4水曜日 午前10時～午後4時

ところ 福祉サービスセンター

問合せ 福祉介護課福祉係(内線124)

母子家庭相談(電話相談可)

とき 随時受付

問合せ 福祉介護課福祉係(内線124)

または西三河事務所健康福祉課

☎27 - 2719

子育て相談(訪問相談可)

とき

月～金曜日 午前8時30分～午後5時

土曜日 午前8時30分～正午

ところ 子育て支援センター

問合せ 子育て支援センター ☎62 - 8333

こどもの相談

とき 毎月第2水曜日 午前10時～午後4時

ところ 福祉サービスセンター

問合せ 福祉介護課福祉係(内線124)

情報あらかると。

イベント

県陶磁資料館企画展 「中国古代の暮らしと夢」

中国では古代から墳墓には亡くなった人の魂が住むと考えられていたため、生活全般にわたる多種多様な副葬品が納められていました。金属製の日常容器を陶器で作ったり、建築物をミニチュア品として作ったりするなど、古代の人々が愛した日常生活や理想の暮らしが土の持つ表現力によって詩情豊かに再現されています。

本展では、漢時代から清時代にかけての明器(めいき)約110点によって、中国古代の人々の生活の息吹と夢をたどります。

とき 2月4日(土)～3月26日(日)

* 毎週月曜日は休館

午前9時30分～午後4時30分

* 入館は午後4時まで

ところ 県陶磁資料館(瀬戸市)

観覧料 一般:500円(400円)

高校・大学生400円(320円)

中学生以下 無料

* ()内は20人以上の団体料金

問合せ 県陶磁資料館(瀬戸市南山口町234番地) ☎0561-84-7474

愛知万博開幕1周年イベント 「県民の集い」を開催します

愛知万博の開幕1周年にあたる3月25日に、多くの県民の方々とともに愛知万博を振り返り、その成果を今後の地域づくりに継承していくためのイベント「県民の集い」を開催します。

とき 3月25日(土)

ところ 愛知県体育館(地下鉄名城線「市役所」7番出口徒歩5分)

公共交通機関でお出かけください。

内容 ステージショー、万博関連展示など

入場料 無料 整理券が必要な催しもあります

問合せ 県国際博推進局総務課

☎052-962-4027

今月の老人福祉センター行事

日程 3月17日(金) 民踊 さざ波会

/ 24日(金) 詩吟 日本吟城流 /

28日(火) せん茶の会 / 4月4日(火)

民踊 さつき会 / 7日(金) 日舞

花水木 / 11日(火) 民踊 つばき

会 / 14日(金) やよいショー

時間 芸能は午後1時～2時、せん

茶は 午前10時～正午

問合せ 老人福祉センター

☎62-7224

講座

陶芸に挑戦してみませんか



高齢者生きがいセンターと老人福祉センターでは、平成18年度の陶芸教室新規会員を募集します。

ところ 高齢者生きがいセンター

陶芸室、老人福祉センター

対象者 町内在住の60歳以上のかた

参加費 無料 *教材費は実費負担 そのほか 町で開催しているほかの

陶芸教室との併用はできません。

申込み 3月24日(金)までに、福祉介護課福祉係(内線123)へお申し込みください。

税

納税は便利な口座振替をご利用ください

町税などを指定された預貯金の口座から各納期に自動的に振り替えて納付する制度です。口座振替依頼申請書(申込書)は、役場税務課収納係、町内各金融機関の窓口へ備え付けてあります。(通帳に使用している印鑑を持参ください)

口座振替依頼申請書を提出し、金融機関の確認後、月末までに本町に到着した翌月以降の納期限がくるものから振り替えが始まりますので、早めに申請をお願いします。

<口座振替取り扱い金融機関一覧>

銀行 三菱東京UFJ銀行、名古屋銀行、みずほ銀行/信用金庫 岡崎信用金庫、蒲郡信用金庫、西尾信用金庫、碧海信用金庫、豊川

町営住宅入居者を募集します

住宅名および募集戸数

横落住宅1棟

1戸(昭和57年度建設)

家賃 2万2,700円～3万7,500円

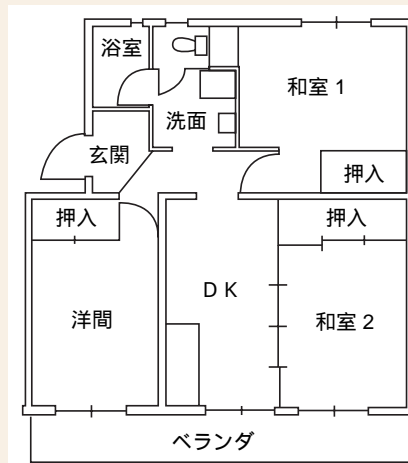
申込資格 住宅に困窮していることが明らかなこと/収入基準に適合していること/市町村民税を滞納していないこと

受付期間 3月9日(木)～16日(木)

*応募者多数時は抽選

入居予定 平成18年4月上旬

問合せ 都市計画課建築係(内線241)



信用金庫 / 協同組合 あいち三
河農業協同組合 / 郵便局
問合せ 税務課収納係 (内線134)

固定資産の縦覧ができます

とき 4月3日(月)~5月31日(水)

午前8時30分~午後5時

* 土・日曜、祝日は除きます。

ところ 役場1階税務課閲覧コーナー
縦覧できるかた 土地価格等縦覧帳
簿: 土地の固定資産税の納税者本
人 / 家屋価格等縦覧帳簿: 家屋の
固定資産税の納税者本人

* ともに代理人の場合は、同意書
または委任状が必要です。

縦覧に必要なもの 印鑑

そのほか 課税台帳に登録された土
地・家屋の閲覧は、4月中旬頃を
予定しています。また、課税明細
書は、4月中旬頃に発送を予定し
ています。

* 固定資産税の発生しないかたへ
は発送されません。

なお、平成18年度の固定資産税・
都市計画税納税通知書の発送は5
月中旬頃、第1期分の納期限は、
5月末を予定しています。

問合せ 税務課固定資産税係
(内線135・136)

軽自動車税の納期が 変わります



平成18年度から軽自動車税の納
期を「4月30日」から「5月31日」
へ変更いたします。現在、お手元
にお持ちの軽自動車税納税証明書(車
検用)の有効期限は、「平成18年4
月29日」までとなっておりますが、
5月に車検を受けられるかたは、「平
成18年5月30日」までの証明書を
発行いたしますので、お手数ですが
税務課窓口へお越しくださるか、ご
連絡いただければ郵送させていただきます。
また、納期の変更に伴い、
4月中旬に発送してありました納付
書を5月中旬発送、納期限は5月31

日に変更させていただきます。
問合せ 税務課町民税係(内線131、
132)

4月1日から愛知県産業廃 棄物税がスタートします

県では、今年4月1日から産業廃
棄物税を導入します。

愛知県内の最終処分場に産業廃棄
物を搬入する排出事業者・中間処理
業者は、4月1日から産業廃棄物の
重量一トンにつき1,000円の産業廃
棄物税を最終処分業者に納めてくだ
さい。最終処分業者は、預かった産
業廃棄物税を毎月県へ申告納入する
必要があります。

納めていただいた産業廃棄物税
は、産業廃棄物のリサイクルの促進
や最終処分場の設置促進などの施策
に活用します。

この産業廃棄物税のしくみなどに
ついては、ホームページ「産業廃棄
物税のあらまし(<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/sangyo/>)」をご
覧ください。

問合せ 県環境部廃棄物対策課
☎052 - 954 - 6235

募 集

点訳・音訳の奉仕員養成講 習会(初級)の参加者を募 集します

目の不自由なかたたちのために、
点訳又は音訳をしていただく奉仕員
の養成講習会を開催します。

とき 4月から来年3月まで

・点訳...毎週火曜日(全35回)

・音訳...毎週火曜日(全24回)

ところ 明生会館(豊橋市東松山町)

定員 各20人 * 先着順

受講料 無料

申込み 3月1日から、電話(☎0532
- 52 - 2614)またはハガキ(〒4
40 0874 豊橋市東松山町37)
FAX(希望するコース、住所、
氏名、職業、電話番号を明記)で、
お申し込みください。

問合せ 社会福祉法人愛知県盲人福
祉連合会 ☎0532 - 52 - 2614

女性消防クラブ員を 募集します



消防行事に参加して、防火・防災
意識を高めていただくための女性消
防クラブ員を募集します。

募集人数 若干名

任期 平成18年4月1日~19年3月
末日

応募資格 町内在住で、平成18年
4月1日現在で20歳以上60歳未満
の女性

申込み 3月末日までに消防課(☎
63 - 0513)へお申し込みくださ
い。

青年国際交流事業の 参加青年を募集します

内閣府では、将来を担う国際感覚
豊かな青年を育成するため、青年国
際交流事業を実施します。

内容

- ①「国際青年育成交流」
- ②「日本・中国青年親善交流」
- ③「日本・韓国青年親善交流」
- ④「世界青年の船」
- ⑤「東南アジア青年の船」

応募資格 日本国籍を有し、18歳
から30歳までのかた(昭和50年
4月2日から昭和63年4月1日生ま
れ)

応募方法 所定申込書に作文及び健
康診断書を添えて、提出してくだ
さい。

募集要項及び申込書は、県民生
活部社会活動推進課、県事務所県
民総務課、県民生活プラザ、各市
町村役場の青少年担当課などで配
布します。

募集期間 2月1日(水)~3月20日(月)

問合せ 県民生活部社会活動推進
課 ☎052 - 954 - 6175

制度

福祉用具購入費・住宅改修費支給制度が見直されます

介護保険制度の改正により、介護保険で支給される福祉用具購入費・住宅改修費が4月1日から次のとおり変更になります。

福祉用具購入費

事業者事前指定制度が導入され、指定された事業者から特定福祉用具を購入しなければ、支給を受け取ることができなくなります。

住宅改修費

事後申請制度から事前申請制度に変更になります。申請を予定されているかたは、改修を行う前に住宅改修費支給申請を行ってください。

問合せ 福祉介護課介護保険係
(内線126)

市街化調整区域の「既存の宅地」の取り扱いが変わります

既存宅地確認を受けた土地における自己用建築物の建物が、平成18年5月18日以後は許可が必要となります。(法の経過措置により、平成18年5月17日までに工事に着手する場合には許可不要で建築が可能です)

また、現行の愛知県開発審査会基

準も改正されますので、平成18年5月18日以降の本開発審査会で対象となるものについては、新基準に合致している必要がありますのでご注意ください。

参考URL 愛知県ホームページ
<http://www.pref.aichi.jp/kenchikushido>

問合せ 県建設部建築指導課開発グループ ☎052-954-6589
西三河建設事務所建築住宅課 ☎27-2735

お知らせ

浄化槽をお使いのかたへ

ご家庭で使用されている合併浄化槽の性能は万全でしょうか。浄化槽は、適正に維持管理されないと浄化槽自体の性能が低下し、放流水質が悪化し、周囲への異臭や公共用水域の水質汚濁などの悪影響を与えます。

このため、平成18年2月1日に浄化槽法が改正され、次の維持管理が義務付けられました。特に、法定検査を受けない者に対して、県が指導監督をし、罰則規定が設けられました。

維持管理内容

- ①法定検査(水質検査など)
- ②保守点検(機器の点検・調整など)
- ③清掃(浄化槽内の汚泥を取り除

く)
実施割合

- ①毎年1回
- ②毎年3、4回
- ③毎年1回

実施業者

- ①愛知県知事が指定した業者
(財)中部微生物研究所
☎0533-76-2228

- ②愛知県知事の登録を受けた業者
- ③幸田町長の許可を受けた業者

そのほか ①から③を実施した場合に、町から維持管理費の補助が受けられます。*対象経費の2分の1以内で、上限2万円

問合せ 保健環境課管理係(内線182)

高齢者温泉利用券(無料券)のご利用はお済みですか



高齢者(平成17年4月1日で満65歳以上)のかたに幸田くりすの温泉の無料利用券をお送りしました。利用券の有効期限が3月末日までとなっています。まだご利用でないかたは、ぜひ温泉で温まってみてはいかがでしょうか。

問合せ 福祉介護課福祉係(内線123)

思いやる心でつなぐ 被害者支援の環

～心の痛みにご理解を～

警察は、被害に遭われたかたをみんなで支援する社会を目指しています。皆さんとともに、被害に遭われたかたの痛みを理解し、温かい手を差し伸べられる社会づくりをしていきたいと考えています。

こころの悩み相談

時間 月～金曜日(祝日は除く)
午前9時～午後5時

連絡先 ☎052-954-8897

性犯罪被害相談

時間 月～金曜日(祝日は除く)
午前9時～正午、午後1時～5時

連絡先 ☎0120-67-7830

指定管理者制度による管理が行われます

今までは管理委託制度と言って、施設の管理は町が出資する公共団体などに限定されていました。しかし、4月からは指定管理者制度と言い、広く民間企業やNPO法人などにも運営管理を任せられるようになりました。幸田町では、平成18年4月1日から下記の6施設が指定管理者による管理を行うこととなりました。

施設名	指定管理者名	担当課
高齢者生きがいセンター	(社)幸田町シルバー人材センター	福祉介護課
高齢者ふれあいプラザ		
幸田町民会館	幸田町文化振興協会	施設管理課
幸田町立図書館		
幸田町民プール		
ハッピーネス・ヒル・幸田		

問合せ 総務課人事秘書係 内線336

被害少年相談
時間 月～金曜日（祝日は除く）
午前9時～午後4時
連絡先 ☎0120 - 78 - 6770
列車内の痴漢被害相談
時間 毎日、24時間
連絡先 ☎052 - 561 - 0184
ストーカー 110番
時間 毎日、24時間
連絡先 ☎052 - 961 - 0888

平成17年救急出場件数



幸田町の平成17年の救急出場件数は、1,340件で過去最高でした。10年前と比べ約2倍になっており、1日平均3.7件となります。

日ごろから健康に気を配り、病気やけがをしないように心がけるとともに、かかりつけの病院を持つこと

が大切です。
問合せ 消防署救急係 ☎63 - 0119

平成17年火災出場件数



幸田町内で平成17年に発生した火災は、建物10件、林野3件、車両2件、そのほか8件の合計23件で、損害額は5,788万円です。

原因別では、電気関係および焼却の飛び火によるものが4件、放火および放火の疑いによるものが2件の順になっています。

火気の取り扱いには十分注意し、火を使用しているときは、その場を離れないようにしましょう。もし、火災を発見したら、一刻も早い通報をお願いします。

問合せ 消防課予防係 ☎63 - 0119

地上デジタル放送視聴エリア拡大のお知らせ

現在、地上デジタル放送田原局の開局準備が進んでおり、平成18年3月下旬から地上デジタル放送の視聴が可能になる予定です。

地上デジタルテレビ放送を視聴するには、

- ①地上デジタル放送対応のテレビに買い換える
- ②地所デジタルチューナーを買い足す
- ③地所デジタル放送対応済のケーブルテレビで視聴するなどの方法があります。

なお、現行の地上アナログテレビ放送は、2011年7月24日で終了します。

問合せ 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
☎0570 - 07 - 0101

審議会等委員の公募について

幸田町では、法令や条例に基づく各種審議会等の委員の一部のかたを公募により募集しています。幅広い意見を集約し、開かれた町政を目指していくため、たくさんのかたに応募いただきたいと思ひます。

1 委員を公募する審議会等名称および募集内容

審議会等の名称	募集人数	任期	内容	担当窓口 ☎ 62 - 1111
特別職報酬等審議会	1人	審議の都度	町長の諮問に応じ、町長や議員報酬などの額について審議	総務課人事秘書係 内線 337
総合計画審議会	1人	1年	将来のまちづくりに関する審議	企画情報課企画係 内線 321
高齢者保健福祉計画等推進委員会	2人	1年	介護保険事業計画の策定・推進など	福祉介護課福祉介護係 内線 125
農業振興地域整備促進審議会	2人	2年	農業振興地域整備計画の策定、見直しなどの審議	産業課農政係 内線 215
都市計画審議会	2人	1年	町の都市計画に関して必要な事項についての調査および審議	都市計画課計画整備係 内線 242

2 応募要領

資格 町内在住で選挙権を有する20歳以上のかた。（平成18年4月1日現在）

ただし、各種審議会などの設置趣旨に反し、特別に行政との利害関係があるかたは除きます。また、審議会の現職委員およびほかの審議会などの公募による委嘱委員のかたは、応募できません。

方法 応募する審議会名を明記の上、審議会への参画を希望される理由を、200字程度のレポート（様式に指定はありません）にまとめ、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入の上、下記の申し込み先へ郵送（締切日消印有効）・FAX・Eメールあるいは持参のいずれかの方法で提出してください。

締切 平成18年3月24日（金）午後5時まで

決定方法 応募いただいたかたについては、町の定める選考基準に基づき、選考会において審査の上決定します。

そのほか 詳しい内容につきましては、各審議会担当窓口へお問い合わせください。

申込み 〒444 - 0192 幸田町役場 総務部総務課人事秘書係 内線 337

FAX 63 - 5139 Eメール soumu@town.kota.lg.jp

情報あらかると。

お知らせ

中央公民館改築工事に係る さくら会館利用申込みの受付 場所変更などについて

中央公民館は、改築工事のため平成19年3月31日までご利用できません。それに伴い、今まで中央公民館事務室で行っていた、さくら会館利用申込み受付が下記のとおり変わります。

移転日 平成18年3月22日(水)

新受付場所

旧消防庁舎 1階(中央公民館西隣)

受付時間

来庁 午前8時30分～正午

午後1時～5時

電話 午前9時～正午

午後1時～5時

閉庁日

土・日・月曜日、祝日

連絡先 ☎62-1111 内線196、197

また、幸田文化協会事務局は旧消防庁舎へ、幸田町国際交流協会事務

局はまちづくり会館へ移転します。
問合せ 生涯学習課生涯学習係
(内線413)

献血にご協力を

とき 3月8日(火) 午前10時～正午
午後1時～3時30分

ところ 幸田町役場 玄関ロビー

問合せ 日本赤十字社幸田町分区

☎62-7171

介護保険被保険者証 交付説明会を行います

満65歳になられると介護保険の第1号被保険者となりますので、被保険者証を交付し、介護保険制度の説明を行います。

とき 3月28日(火) 午前10時～11時

ところ 保健センター 視聴覚室
対象者 昭和16年4月2日から同年

5月1日生まれのかた
持ち物 筆記用具 *介護保険料の

口座振替を希望される場合は、預金通帳と届出印をご持参ください。

問合せ 福祉介護課介護保険係
(内線126)

人口動態【H18.2.1現在】

総人口 35,337人(前月比+78人)
内 男 17,798人 女 17,539人
世帯数 11,696戸(前月比+52戸)

1月中の異動

出生 37人(男17人 女20人)
死亡 25人(男14人 女11人)
転入 176人(男88人 女88人)
転出 110人(男53人 女57人)

戸籍異動 1月届出分 (順不同・敬称略)

おめでとうございます

出生児	保護者	区
甲斐 博翔	倫康	横落
葛原 毅士	剛	横落
大田 直輝	康博	鷺田
丸山 美咲	徹	桜坂
鈴木 茜	浩之	桜坂
岡本 秀太	竜平	大草
大谷 侑椰	達也	芦谷
杉野 来夢	新司	鷺田
水野 絢加	正臣	幸田
石原 莉子	祥一	坂崎
田島 空	和幸	市場
宇津野 僚祐	哲也	横落
塩田 愛音	昌大	鷺田
大島 結花	弘司	鷺田
岩瀬 真央	一成	里
志賀 美柚	公紀	岩堀
夏目 颯也	大輔	上六栗
今泉 柊星	浩一	幸田
本 美癒	明真	里
新美 拓矢	幹夫	六栗
伊與田 美桜	昌己	高力
那須穂乃香	真一郎	荻
石川 莉子	貢司	鷺田
米津 咲良	良司	芦谷
廣野 蓮	政臣	里
本多 由菜	政義	鷺田
山崎 叶夢	幸裕	桜坂
松本 憲征	昭二	里
新井 智仁	邦仁	横落
水野 ひより	孝亮	里

おくやみ申し上げます

死亡者	年齢	世帯主	区
稲吉 あや	80	稲吉 馨	荻
伊奈 春次	87	伊奈 泉	大草
吉本 裕子	82	坪根 巖	大草
渡邊 實次	90	渡邊 實次	芦谷
佐々木 富子	81	佐々木 富子	桜坂
音部 進	85	音部 年秀	里
坂本 あき	97	坂本 幹也	野場
近藤 松夫	87	近藤 勝彦	野場
天野 光男	75	天野 敏昭	野場
伊藤 よしの	90	伊藤 幸一郎	岩堀
奥村 勝作	72	奥村 明子	里
杉浦 馨	89	杉浦 勝	大草
仲井 重男	80	仲井 榮一	芦谷

プライバシー保護のため、希望者のみ掲載しています。掲載希望のかたは、届け出時に住民児童課にお申し出下さい。

分別収集の区分が変わります

平成18年4月1日から分別収集の区分が下記のように一部変更となります。

今まで

番号	分別区分
③	アルミ缶
④	スチール缶と金属類
⑥	埋立ごみ (陶器・ガラスなど)

平成18年4月1日から

番号	分別区分
③	飲食用缶 (アルミ缶とスチール缶)
④	その他金属
⑥	埋立ごみ (陶磁器・ガラスのみ)
⑮	その他不燃ごみ (①～⑭以外の不燃ごみ)

- ・飲食用のアルミ缶とスチール缶を「③飲食用缶」へ。
 - ・飲食用以外のアルミ缶とスチール缶、そのほかのアルミ以外の金属は「④その他金属」へ。
 - ・「⑥埋立ごみ」は、陶磁器・ガラスのみ。
 - ・他の分別区分に属さないものは、「⑮その他不燃ごみ」へ。
- 詳しくは、3月号広報こうたと一緒にお配りしている「ごみの分け方・出し方」カレンダー等をご覧ください。

問合せ 保健環境課環境衛生係 内線183

障害福祉サービスをご利用の皆様へ

平成18年4月1日から、自立支援法が施行されます。障害をお持ちの方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、サービスが新たな仕組みに変わります。

自立支援のポイント

障害の種類(身体障害・知的障害・精神障害)にかかわらず、サービスを利用していただけます。

障害のある方に、身近な市町村が一元的にサービスを提供します。

現行制度では、サービス利用者の所得に応じた利用者負担でしたが、自立支援法ではサービスの利用量と所得に応じた利用者負担になります。

支給決定の仕組みを明確にします。

自立支援法における事業体系



利用者負担について

原則1割負担になります。(4月1日から適用)

介護給付・訓練等給付をご利用の場合

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯 例)3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例)単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

入所施設・グループホームを利用する方は個別減免があります。

また、社会福祉法人等のサービスを利用する方は、社会福祉法人減免があります。

更生医療・精神通院医療をご利用の場合原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じて上限額を設定。

補装具の場合(平成18年10月1日から適用)補装具費の1割負担。ただし所得に応じて上限額を設定。

支給決定までの流れ

